

# 第18回入善町農業委員会議事録

平成28年1月12日午後3時00分から第18回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

5番 長田 昭

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	真 岩 芳 宣
入善町農業委員会 主 幹	板 倉 晴
入善町農業委員会 主 任	上 田 安 彦
入善町農業委員会 主 事	上 田 敬 章
入善町農業委員会 主事補	金 山 久 徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第62号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第63号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第65号 農用地配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

4月から新しい農業委員会法に基づいて事務が行われることとなりますが、許認可についても権限者が変わる部分もありますので、適性に進めていきたいと思ひます。

また、平成29年の任期満了後は、農業委員は選任制となり、農地利用最適化推進委員とともに事務を進めることとなりますので、どのようになるのか注視していきたいと思ひます。

それでは、本日も慎重審議をよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第18回入善町農業委員会を始めたいと思ひます。順序に従ひまして日程第1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番中島委員と3番笹原委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は、西中〇〇、西中〇〇の2筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は計1,948㎡です。

譲渡人は、大阪府寝屋川市〇〇丁目〇番の〇〇さんで、譲受人は、入善町西中〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人である〇〇さんの権利の整理のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から50mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、11,453㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号2番、農地の所在地は、舟見〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は54㎡です。譲渡人は、京都府向日市寺戸町〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人である〇〇さんの権利の整理のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩2分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、232,973.23㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、2件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

窪野委員

申請番号1番は、事務局の説明のあったとおりです。譲渡人は県外在住ですので、権利の整理であり問題ありません。

愛場委員

申請番号2番を確認しました。基盤整備時にまとめられた小さな土地の一部であり、現小作人への権利の整理ですので、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第62号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第62号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町今江〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は653㎡です。申請者は、入善町今江〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「テニスコート敷地」です。

申請者の〇〇さんは、長男夫婦と小学生の孫2人と3世代同居をしています。現在、孫の2人がクラブチームに所属しテニスをしており、全国大会に出場するなどプロを目指しています。練習はクラブ員と共に運動公園のテニスコートを利用していますが、中学生が使用していることが多く使用できないため、町外へ行って練習することが現状となっています。低年齢なため、送迎も必要で練習時間も限定されることから、近くて日常的に練習できる場所を近くに設置し、クラブチームへの貸し出し、地区の子どもたちにも開放したいと考え今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「テニスコート敷地」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

申請地は、平成28年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件になります。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

酒井委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりで、畑として利用されており、転用されても、

周囲の農地には支障がないと認められます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3 件の申請があります。

それでは、申請番号 1 番、申請地は入善町小摺戸〇〇、外 11 筆の計 12 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は 19,117㎡です。譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん外 9 名で、譲受人は入善町上飯野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、土石採取・販売業をはじめ、土石類の加工販売又は買入れなどの事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて、土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから、今回の転用申請となりました。今後、2 年間の計画期間で、19,117㎡の申請地から 102,700㎡の砂利を採取し、123,240㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第 2 の 1 の（1）のアの（イ）の c による、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地から見て適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地の利用は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町道古〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は136㎡です。譲渡人は入善町道古〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町道古〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇と譲渡人の〇〇さんは、親子で、現在、申請地の隣に〇〇さん所有の住宅と納屋があります。今回申請人の〇〇さんは、長男の結婚を機に嫁の車や青空駐車している車の車庫を建築したいと考え申請地での転用申請となりました。

申請地は、車庫敷地として利用するための必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成28年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者もなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号3番、申請地は入善町荒又〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は126㎡です。譲渡人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町桐山〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもが成長するに当たってアパートが手狭になったこと、又実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の隣に父親所有の申請地を借り受けて、今回の転用申請となりました。申請地は、住宅、カーポート等として利用し、面積は126㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

申請地は、車庫敷地として利用するための必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」で、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成28年1月27日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者もなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

申請番号1番の確認をしました。業者より詳細に説明を受けましたし、地権者や耕作者、隣接耕作者の同意も確認できますので問題ないと思います。

事務局

申請番号2番を確認しました委員が欠席のため、伝言を預かっております。「現地も確認し、周囲への影響はないため、問題ありません」とのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号3番については、私が確認しました。畑として利用されており、転用によって周辺の耕作に影響はありませんので、問題ないと考え確認印を押しました。

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

申請番号1番についてですが、掘削することで〇〇用水への影響はないのですか。

松原委員

4m道路を挟んで、更に距離を置いて掘削をするとの説明でしたので、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第63号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第64号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第64号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年1月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

今回は、全て農地中間管理事業に関する申請ですので、議案第65号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成28年1月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は、地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

上原地区 14件、43筆、95,686㎡。

青木地区 7件、26筆、57,359㎡。

飯野地区 48件、113筆、214,488㎡。

小摺戸地区 5 件、20筆、42,754㎡。  
新屋地区 13件、59筆、91,276㎡。  
栲山地区 8 件、44筆、100,935㎡。  
横山地区 4 件、12筆、37,441㎡。  
舟見地区 4 件、14筆、36,559㎡。  
野中地区 8 件、19筆、38,587㎡。

以上、新規の合計は、111件、350筆、715,085㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 1 件、7 筆、11,244㎡。  
上原地区 8 件、25筆、46,029㎡。  
青木地区 22件、71筆、147,659㎡。  
飯野地区 35件、68筆、114,852㎡。  
小摺戸地区 6 件、12筆、27,295㎡。  
新屋地区 22件、81筆、128,749㎡。  
栲山地区 15件、36筆、54,114㎡。  
横山地区 1 件、2 筆、1,633㎡。  
野中地区 25件、74筆、148,213㎡

以上、再設定の合計は、135件、376筆、679,788㎡です。

新規、再設定合わせて、246件、726筆、1,394,873㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権



の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

今回農地中間管理事業を活用した利用権に関する機構集積協力金についてですが、県によりますと、平成27年度予算で支払うこととなり、平成28年3月末頃には農家の皆様が受け取ることができるよう手続きを進めていく予定としておりますのでご報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

今回の機構分を含め、当町での機構通しの割合はどれくらいになりましたか。

事務局

平成27年3月認可が283ha、平成27年12月認可が14ha、今回認可予定分を合わせると約436haとなります。当町の農地面積が約3,700haですので、集積率は約12%となります。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第64号、農用地利用集積計画の決定について、及び、議案第65号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び、農地中間管理機構へ提出すること、にご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。また、事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

例年開催しております「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を今年も開催したいと考えております。2月23日、火曜日の午後1時30分から、うるおい館での開催を予定しております。後日改めて案内をお送りしますが、農業委員の皆様には、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第18回入善町農業委員会を閉会いたします。  
次回は、2月8日 月曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時55分)